

江東区町会・自治会

# 事務委託準備助成金のご案内

この事業は、町会・自治会の設立・運営を目指す地縁団体に対し、事務委託契約（裏面参照）に向けた準備を支援するため、助成金を交付するものです。

## 1. 補助対象者

- (1) 区と事務委託契約を結んでいない団体
- (2) 既存の町会・自治会に加入していない、または独立の了承を得ている団体
- (3) 一定の地域に居住する住民（マンションの場合は原則1棟以上）で構成される団体
- (4) 区域に定めた地域の総世帯数の**3割以上**の世帯が加入している団体
- (5) 原則として毎年総会を開催し、前年度の決算書、事業報告書、当年度の予算書、事業計画書  
これらが総会で承認されていること ※設立初年度は、当年度分のみで可
- (6) 会則が制定されていること
- (7) 事務委託契約の要件を満たしていない団体

## 2. 補助金の額

- (1) 1団体につき**10万円**
- (2) 同一の地縁団体に対する交付は、**同一年度内で1回**限りとする
- (3) 交付回数は、複数年度にわたる場合を含め、通算3回を上限とする  
※予算範囲内での交付になります。

3. 交付の申請受付 ※申請書兼請求書等の記入には、消せるボールペンは使用しないでください。  
補助金の交付を希望する場合は、別紙江東区町会・自治会事務委託準備助成金交付申請書兼請求書  
及び助成金に関する申出及び同意書に必要事項を記載の上、下記添付資料と併せてご提出ください。

- (1) 会員名簿（役員欄を設けるか、役員名簿を別途作成してください。）
- (2) 前年度の決算書（設立初年度の地縁団体を除く。）
- (3) 前年度の事業報告書（設立初年度の地縁団体を除く。）
- (4) 当該年度の予算書
- (5) 当該年度の事業計画書
- (6) 会則
- (7) その他（独立の承認書等）

※必要な場合は訂正等をお願いする可能性があります。

## 4. 活用方法（例）

会議運営費（会議資料の印刷等）  
資料や配布物の印刷製本費・お祭り等町会・自治会イベントの活動費等  
※町会・自治会活動（イベント等）にご活用ください。

## 5. 申請期間

受付期間            令和8年7月7日（火）～令和9年3月31日（火）

### 審査・助成金交付について

申請書の受付後、内容を審査のうえ、概ね1か月程度で交付決定および補助金の支払いを行います。  
なお、申請内容等により、手続きに時間を要する場合があります。

また、受付期間終了間際の申請については、翌年度の申請分として取り扱う場合があります。

※本補助金は、来年度以降も継続を予定していますが、予算の状況により実施しない場合があります。

なお、審査の結果、不相当と認められたものは却下となる場合もありますのでご了承ください。

## 6. 問合せ・提出先

江東区地域振興部地域振興課地域振興係 岡田・堀 電話（3647）4962

# 町会・自治会事務委託契約の概要

## 1 制度の目的

住民福祉の向上及び区政の円滑な運営を図るため、区が行う事務の一部を町会・自治会等へ委託する制度です。

## 2 契約の相手方

以下の条件に該当する町会・自治会等を契約対象としています。

- 一定の地域を区域とする地縁団体：区域の過半数の世帯が参加
- 住民による自主的・民主的な運営 ●総会で承認された会則を有している。
- 毎年度総会を開催し、事業計画・予算の報告承認を受けている。

【契約団体数】 約 270 団体(令和 8 年度現在)

## 3 委託事務の内容

区は、地域と行政をつなぐ役割として、主に次の事務を委託しています。

区行政に協力する委員等の人選又は推薦、区の各種印刷物等の配布・回覧、区事業への参加促進、住民意向調査等への協力、町会・自治会との連絡調整など

## 4 契約及び履行確認

区と町会・自治会は、毎年度、請書により事務委託契約を締結し、次の書類の提出を受け、活動実態を確認しています。

現況届、役員名簿、前年度事業報告書、前年度決算、当該年度予算書、当該年度事業計画書、会則、完了報告書

## 5 制度の特徴

本制度は、町会・自治会の自主的活動を支援するための補助金制度ではなく、区が地域との連携に必要な事務を町会・自治会等へ委託し、その対価として委託料を支払う契約制度です。

そのため、契約対象となる団体には、一定の組織性・継続性・民主的運営が求められ、区は毎年度、活動実績等を確認した上で契約を締結しています。